

山梨県公報

第二千二百号

平成二十四年

二月二日

木曜日

目次

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	四七
土地改良事業の施行同意	四七
公告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証	四七
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定	四七
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	五一
一般競争入札について(二件)	五一
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	五四

告示

山梨県告示第四十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしよとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年二月二日

山梨県知事 横内正明

- 指定する区域 中央市町之田字天満二四五番四、同市一町畑字稲積八三八番一、同市一町畑字芝原九六三番一及び九六七番一の全部並びに同市一町畑字芝原八八二番一、八八二番二及び九六七番一の各一部
- 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用す

公告

同法第十条第一項の規定により、平成二十四年一月二十三日に土地改良事業(根造地区基盤整備促進事業)の施行について同意した。

平成二十四年二月二日

山梨県知事 横内正明

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年二月二日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成二十四年一月二十五日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 名称 特定非営利活動法人故郷の地球
- 代表者の氏名 片山由男
- 主たる事務所の所在地 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門七百三十四番地一
- 定款に記載された目的
この法人は、子どもを中心とした一般市民に対して、強い自己信頼と自尊の心を持って自分の人生を大切に生きる自覚を育てるため、副読本の作成・普及、及び啓発を目的とした各種講演活動を行い、学校や地域社会からいじめや引きこもり、非行や自殺の原因をなくし、未来のためにたゆまぬ努力を続ける青少年を育て、平和で安心な社会作りを寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成二十四年一月二十六日から同年三月二十五日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法(平成九年法律第二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成二十四年二月二日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日

さくら訪問介護	南アルプス市 藤田三〇四番地	一九七二六〇 〇八七七	介護予防訪問介護	平成二十三年 十月一日
シヨートステイももその	南アルプス市 桃園三七九番地	一九七二六〇 〇九三五	短気入所生活介護及び介護予防短気入所生活介護	平成二十三年 十月一日
デイサービスももその	南アルプス市 桃園三七九番地	一九七二六〇 〇九一九	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十三年 十月一日
希光庵	甲斐市大下条 一一二一番地	一九七二七〇 〇四八七	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十三年 十月一日
福祉用具貸与事業所はなぶさ	笛吹市御坂町 栗合二六九番地一	一九七二八〇 〇六八三	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与	平成二十三年 十月一日
福祉用具販売事業所はなぶさ	笛吹市御坂町 栗合二六九番地一	一九七二八〇 〇六八三	特定福祉用具販売及び介護予防福祉用具販売	平成二十三年 十月一日
江間歯科医院	甲府市相生一丁目六番一号	一九三〇一一 三四五九	居宅療養管理指導（みなし）、通所リハビリテーション（みなし）、訪問リハビリテーション（みなし）、訪問看護（みなし）、介護予防居宅療養管理指導（みなし）、介護予防通所リハビリテーション（みなし）、介護予防訪問リハビリテ	平成二十三年 十月一日

河住歯科診療所	甲府市下河原町二丁目四〇番一号	一九三〇一〇 三四七六	居宅療養管理指導（みなし）、通所リハビリテーション（みなし）、訪問リハビリテーション（みなし）、訪問看護（みなし）、介護予防居宅療養管理指導（みなし）、介護予防通所リハビリテーション（みなし）、介護予防訪問看護（みなし）	平成二十三年 十月一日
すみれ薬局 善光寺店	甲府市善光寺一丁目二五番五号	一九四〇一一 三七九六	居宅療養管理指導（みなし）及び介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成二十三年 十月五日
デイサービスセンターゆたなぼ	中央市浅利一〇〇三番地七	一九七三三〇 〇一六一	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十三年 十一月一日
デイサービスセンター我が家	南アルプス市有野五二二番地二	一九七二六〇 〇九二七	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十三年 十一月一日
デイサービスセンター湯苗田	山梨市牧丘町室伏二四五二番地	一九七〇二〇 〇四〇六	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十三年 十一月一日

ベストライフ 甲府 訪問介 護事業所	甲府市国母八 丁目二四番八 号	一九七〇二〇 三三三八	訪問介護及び介護予 防訪問介護	平成二十三年 十一月一日
ベストライフ 甲府 居宅介 護支援事業所	甲府市国母八 丁目二四番八 号	一九七〇二〇 三三二〇	居宅介護支援	平成二十三年 十一月一日
道志茶屋	南都留郡道志 村谷相七七一 〇番地	一九七二三〇 〇五八五	通所介護及び介護予 防通所介護	平成二十三年 十一月一日
この整形外 科	甲斐市西八幡 二一九〇番地 一	一九一七〇 〇六三九	居宅療養管理指導（ みなし）、通所リハ ビリテーション（み なし）、訪問リハビ リテーション（み なし）、訪問看護（み なし）、介護予防居 宅療養管理指導（み なし）、介護予防通 所リハビリテーショ ン（みなし）、介護 予防訪問リハビリテ ーション（みなし） 、介護予防訪問看護 （みなし）	平成二十三年 十一月一日
日本調剤 甲 府薬局	甲府市和戸町 六八五番地三	一九四〇二一 三八二二	居宅療養管理指導（ みなし）及び介護予 防居宅療養管理指導 （みなし）	平成二十三年 十一月一日
日本調剤 三 富薬局	山梨市三富下 萩原一四一番 地一	一九四〇二二 〇四七七	居宅療養管理指導（ みなし）及び介護予 防居宅療養管理指導 （みなし）	平成二十三年 十一月一日

日本調剤 八 幡薬局	山梨市北五一 四番地二	一九四〇二二 〇四八五	居宅療養管理指導（ みなし）及び介護予 防居宅療養管理指導 （みなし）	平成二十三年 十一月一日
日本調剤 つ る薬局	都留市四日市 場三五九番地 九二	一九四二一一 〇三二〇	居宅療養管理指導（ みなし）及び介護予 防居宅療養管理指導 （みなし）	平成二十三年 十一月一日
日本調剤 ふ じ吉田薬局	富士吉田市上 吉田字三枚畠 六五四八番地	一九四二二二 〇七二四	居宅療養管理指導（ みなし）及び介護予 防居宅療養管理指導 （みなし）	平成二十三年 十一月一日
日本調剤 河 口湖薬局	南都留郡富士 河口湖町船津 七四三八番地	一九四二二二 〇三八三	居宅療養管理指導（ みなし）及び介護予 防居宅療養管理指導 （みなし）	平成二十三年 十一月一日
エル薬局 玉 幡公園店	甲斐市西八幡 一九三七番地 一	一九四一七一 〇三八四	居宅療養管理指導（ みなし）及び介護予 防居宅療養管理指導 （みなし）	平成二十三年 十一月一日
日本調剤 竜 王薬局	甲斐市篠原一 四二五番地六	一九四二七一 〇三九二	居宅療養管理指導（ みなし）及び介護予 防居宅療養管理指導 （みなし）	平成二十三年 十一月一日
日本調剤 塩 山薬局	甲州市塩山下 於曾一一三一 番地一六	一九四二二二 〇一五二	居宅療養管理指導（ みなし）及び介護予 防居宅療養管理指導 （みなし）	平成二十三年 十一月一日
小川歯科医院	甲府市中央一 丁目二番三	一九三〇一〇 三四八四	居宅療養管理指導（ みなし）、通所リハ	平成二十三年 十一月五日

やさしい手 甲府東事業所	甲府市酒折一丁目二〇番一三三二二二	一九七〇二〇 三三二二二	通所介護及び介護予防通所介護 (みなし)	平成二十三年十一月十五日
愛ことば訪問 介護	甲府市富士見一丁目二番一三二二二二 二号 グロー プライト事務 所一階一室	一九七〇二〇 三二四六	訪問介護及び介護予防訪問介護 (みなし)	平成二十三年十一月十七日
ツル虎ノ門居 宅介護支援セ ンター	都留市四日市 場一八八番地	一九一〇一 〇四七四	居宅介護支援 (みなし)	平成二十三年十二月一日
いまい眼科	笛吹市石和町 井戸一七七番 地一	一九一〇一 〇四八八	居宅療養管理指導(みなし)、通所リハビリテーション(みなし)、訪問リハビリテーション(みなし)、訪問看護(みなし)、訪問看護(みなし)、介護予防居宅療養管理指導(みなし)、介護予防通	平成二十三年十二月一日

調剤薬局和み 乃 昭和田	中巨摩郡昭和町常永土地区画整理内飯喰一六八番地二八二街区二ノ一画地	一九四〇八一 一三三三一	所リハビリテーション(みなし)、介護予防訪問リハビリテーション(みなし)、介護予防訪問看護(みなし)	平成二十三年十二月一日
有限会社ハタ ノ薬局 井戸 店	笛吹市石和町井戸一七七番地四	一九四一八一 〇三七四	居宅療養管理指導(みなし)及び介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成二十三年十二月一日
甲州茶話本舗 デイサービス 笑福亭	甲府市飯田四丁目四番四号	一九七〇二〇 三二六一	通所介護 (みなし)	平成二十三年十二月五日
恵信甲府ケア センター	甲府市上阿原町三三八番地一	一九七〇二〇 三二九五	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護	平成二十三年十二月十九日
恵信甲府ケア センター通所 リハビリテー ション	甲府市上阿原町三三八番地一	一九一〇一 四四八五	通所リハビリテーション(みなし)及び介護予防通所リハビリテーション(みなし)	平成二十三年十二月十九日
指定居宅介護 支援事業所コ スモ・アンシ ア	甲府市相生三丁目三番一四号	一九七〇二〇 三二八七	居宅介護支援	平成二十三年十二月十九日

指定短期入所生活介護事業所コスモ・アンシア	甲府市相生三丁目三番一四号	一九七〇—〇三三三二九	短期入所生活介護	平成二十三年十二月十九日
指定通所介護事業所コスモ・アンシア	甲府市相生三丁目三番一四号	一九七〇—〇三二七九	通所介護及び介護予 防通所介護	平成二十三年十二月十九日
ケア・コスモス	甲府市増坪町四五七番地一	一九七〇—〇三二五三	通所介護及び介護予 防通所介護	平成二十三年十二月二十日
ケア・コスモス	甲府市増坪町四五七番地一	一九七〇—〇三三〇三	短期入所生活介護及び介護予 防短期入所生活介護	平成二十三年十二月二十日
株式会社ユウ企画デザイナーズ	甲州市塩山上萩原二〇八番地一	一九七二—〇〇一四九	通所介護及び介護予 防通所介護	平成二十三年十二月二十日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十四年二月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南都留郡山中湖村平野字座蔵三六九〇の一、三六九〇の二、三六九〇の三、三六九〇の五の一部、三六九〇の六の一部及び三七一五の一部の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び山中

湖村役場に備え置いて縦覧に供する。）
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南都留郡山中湖村平野三千七百七番地 株式会社讃美ヶ丘 代表取締役 上小澤 常範

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年二月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 役務の名称及び数量
山梨県庁本館及び構内清掃業務委託 一式
- 2 役務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間
平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
- 4 履行場所
山梨県庁本館及び県庁構内
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第百六十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（建物管理）の「清掃」に登録されている者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申し立て

てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。

7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

8 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。

9 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの五年間において、一年間継続しての清掃業務を一回として、二回以上清掃面積五千平方メートル以上の清掃業務契約を元請けとして結び、当該契約業務を履行した実績を有する者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号

山梨県総務部管財課庁舎管理担当

電話 〇五五 二二三 一三九一

2 入札説明書等の交付方法

平成二十四年二月二日（木）から平成二十四年二月十七日（金）までの山梨県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの1の場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成二十四年二月二日（木）から平成二十四年二月十七日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に提出すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十四年三月十六日（金）午前十時

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 北別館五階五〇七会議室

5 郵便による入札書の受領期限及び送付先

平成二十四年三月十五日（木）午後四時までに山梨県総務部管財課庁舎管理担当

（〒四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

二の一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号、以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本件は、低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経て落札者を決定する。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第百九条に規定する契約保証金を納付しなればならない。

ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除する場合がある。

6 その他

落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は、入札説明書に於ける。

五 Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required:
Cleaning services for the Yamanashi Prefectural Government Office Main building and its adjoining compound, 1 set.
- 2 The date and time of tender:
10:00 P.M., Friday, 16 March, 2012
- 3 Bureau in charge:
A Government Office Building Management Section, Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-choume Koufu City, Yamanashi Prefecture, Japan.
TEL 055-223-1391

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年二月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 1 一般競争入札に付する事項
1 役務の名称及び数量
山梨県庁県民会館清掃業務委託 一式
- 2 役務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間
平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
- 4 履行場所
山梨県庁県民会館
山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号
- 1 一般競争入札の参加資格
2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当

しない者であること。

- 2 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第百六十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（建物管理）の「清掃」に登録されている者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 8 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。
- 9 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの五年間において、一年間継続しての清掃業務を一回として、二回以上清掃面積五千平方メートル以上の清掃業務契約を元請けとして結び、当該契約業務を履行した実績を有する者であること。
- 三 入札手続等
1 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
山梨県総務部管財課庁舎管理担当
電話 〇五五 二二三 一三九一
- 2 入札説明書等の交付方法
平成二十四年二月二日（木）から平成二十四年二月十七日（金）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

<p>三の1の場所において交付する。</p> <p>3 入札参加資格確認申請書の提出方法 平成二十四年二月二日(木)から平成二十四年二月十七日(金)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に提出すること。</p> <p>4 入札及び開札の日時及び場所 平成二十四年三月十六日(金)午前十時三十分 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 北別館五階五〇七会議室</p> <p>5 郵便による入札書の受領期限及び送付先 平成二十四年三月十五日(木)午後四時までに山梨県総務部管財課庁舎管理担当(千四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。</p> <p>6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>7 入札の無効 二の一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。)(第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>8 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 ただし、本件は、低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経て落札者を決定する。</p> <p>四 その他</p> <p>1 契約の手續において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時</p> <p>2 入札保証金 免除</p> <p>3 契約保証金</p>	<p>契約を締結しようとする者は、規則第九十九条に規定する契約保証金を納付しなればならない。 ただし、規則第九十九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。</p> <p>4 契約書作成の要否 要</p> <p>5 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づき長期継続契約である。翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する場合がある。</p> <p>6 その他 落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は、入札説明書に於て。</p> <p>五 Summary</p> <p>1 Nature and quantity of the services to be required: Cleaning services for the Yamanashi Prefectural Civilian Centre 1 set.</p> <p>2 The date and time of tender: 10:30 A.M., Friday, 16 March, 2012</p> <p>3 Bureau in charge: A Government Office Building Management Section, Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-choume Koufu City, Yamanashi Prefecture, Japan. TEL 055-223-1391</p> <p>公安委員会</p> <p>山梨県公安委員会告示第十号 信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。 平成二十四年二月二日</p>
---	---

山梨県公安委員会

委員長 井上利男

別表第一中

一六	甲府市寿町九番一六号先(国道五二号線と市道荒川左岸一号線との交差点)	荒川橋東詰	四二・一一・一九
一六	甲府市寿町七番一二号先(荒川橋東詰十字路交差点)	荒川橋東詰	平成二四年二月二日 告示第一〇号
一四二	甲府市山宮町六八番地(県道甲府昇仙峡線と市道塩部せぎ線との交差点)	北西中学校入口(山宮団地入口)	五五・三・一八 告示 第十一号
一四二	甲府市山宮町六八番地先(県道甲府葦崎線と市道との十字路交差点)	北西中学校入口	平成二四年二月二日 告示第一〇号
二〇四	甲府市音羽町二番一二号先(市道飯田町線と市道中道線との十字路交差点)	音羽橋北	六二・一一・二六 告示 第三八号
二〇四	甲府市音羽町二番一二号先(市道同士の十字路交差点)	千塚南	平成二四年二月二日 告示第一〇号

二〇七	甲府市荒川二丁目九番一号先(市道長松寺荒川線と市道貫川千塚境線との十字路交差点)	音羽橋南	六三・二・二九 告示 第六号
二〇七	甲府市荒川二丁目九番一号先(市道同士の十字路交差点)	乙羽橋南	平成二四年二月二日 告示第一〇号
三七八	中巨摩郡昭和町上河東六〇番地先(町道常永小学校南北線と町道との十字路交差点)	学校給食センター南	平成二二年四月八日 告示第三七号
三七八	中巨摩郡昭和町上河東六〇番地先(町道常永小学校南北線と町道との十字路交差点)	学校給食センター南	平成二二年四月八日 告示第三七号
三七九	甲府市下今井町一二九番地一先(小曲公民館東側市道)	小曲町	平成二四年二月二日 告示第一〇号
三八〇	中巨摩郡昭和町河東中島一、五八二番地一先(押原駐在所北側丁字路交差点)	押原駐在所北	平成二四年二月二日 告示第一〇号
六三	葦崎市穂坂町宮久保二二九番地先(県道葦崎昇仙峡線と市道茅ヶ岳広域農道との丁字路交差点)	葦崎インター北	平五・一一・一 告示 第五三三号

六三	斐崎市穂坂町宮久保二二九番地 先（県道斐崎昇仙峡線と茅ヶ岳 広域農道との丁字路交差点）	鳥ノ小池西	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
----	---	-------	----------------------

一〇九	甲斐市名取一四九番地先（県道 田富町敷島線と市道竜王駅南通 り線との十字路交差点）	竜王駅ガード 南	平成二十二年一月一日 告示第一一六号
-----	---	-------------	-----------------------

一〇九	甲斐市名取一四九番地先（県道 田富町敷島線と市道竜王駅南通 り線との十字路交差点）	竜王駅ガード 南	平成二十二年一月一日 告示第一一六号
-----	---	-------------	-----------------------

一一〇	斐崎市穂坂町宮久保六七二番地 四先（県道斐崎昇仙峡線と農道 一八号と斐崎双葉幹線農道との 十字路交差点）	斐崎インター 北	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
-----	---	-------------	----------------------

一一一	斐崎市穂坂町三ツ澤一、七三四 番地一先（茅ヶ岳広域農道と茅 ヶ岳東部広域農道との十字路交 差点）	三ツ澤	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
-----	---	-----	----------------------

一一二	北巨摩郡高根町五町田八三〇番 地の四先（県道万年橋長坂線と 県道西井出須玉線との交差点）	五町田交差点	五一・五・二五
-----	--	--------	---------

一一二	北杜市高根町五町田八三二番地 三先（県道長坂高根線と県道北 杜八ヶ岳公園線との十字路交差	五町田	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
-----	--	-----	----------------------

（点）			
-----	--	--	--

七八	北杜市長坂町長坂上条二、六三 六番地先（県道茅野北杜斐崎線 と県道長坂高根線との十字路交 差点）	酪農試験場北	平成二十一年八月二七日 告示第八七号
----	---	--------	-----------------------

七八	北杜市長坂町長坂上条二、六三 六番地先（県道茅野北杜斐崎線 と県道長坂高根線との十字路交 差点）	酪農試験場北	平成二十一年八月二七日 告示第八七号
----	---	--------	-----------------------

七九	北杜市須玉町若神子一、四二七 番地五先（県道中田須玉線と市 道との十字路交差点）	ふれあい館西	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
----	--	--------	----------------------

一六一	笛吹市一宮町竹原田一、六四〇 番地先（国道一三七号と市道と の十字路交差点）	山梨園芸高校 東	平成二十七年二月一日 告示第一〇五号
-----	--	-------------	-----------------------

一六一	笛吹市一宮町竹原田一、六四〇 番地先（国道一三七号と市道と の十字路交差点）	白バイ訓練所 北	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
-----	--	-------------	----------------------

一六五	笛吹市御坂町成田二、一二四番 地二先（市道御坂九四〇号線と 市道御坂九五〇号線との十字路	下成田	平成一八年八月一七日 告示第八四号
-----	--	-----	----------------------

六三三		市道	甲府市美咲一丁目二番一〇号先(竹川商店南側交差点)から甲府市朝日三丁目一	車両(軽車両、山梨病院駐除く七時)	日曜、休日	甲府	平成二二年五月二一日	告示第四五号
九二	山梨市小原東八三六番地先(市道山梨市駅東山梨線と市道小原東間反保六号線との十字路交差点)	南	日下部小学校	平成二二年一月一五日	告示第一一六号			
九二	山梨市小原東八三六番地先(市道山梨市駅東山梨線と市道小原東間反保六号線との十字路交差点)	南	日下部小学校	平成二二年一月一五日	告示第一一六号			
九三	甲州市塩山下於曾五七二番地先(県道白井甲州線と市道との十字路交差点)	口	塩山中学校入	平成二四年二月二日	告示第一〇号			
九四	甲州市塩山千野二七八番地六先(県道平沢千野線と東山東部広域農道との十字路交差点)	玉宮入口		平成二四年二月二日	告示第一〇号			

に改める。
別表第三中

六八一	市道寿宝区画整理三三三号線	甲府市寿町七番二二号先(荒川橋東詰交差点)から甲府市寿町二五番二号先(文化ホール南側丁字路交差点)まで(五〇メートル)	大型自動車、大型特殊自動車(バイク、バスを除く)	終日	甲府	平成二四年二月二日	告示第一〇号
六八一	市道寿宝区画整理三三三号線	甲府市寿町九番一六号先(荒川橋東詰交差点)から甲府市寿町二番二号先(尾沢幸明方前)まで(五〇メートル)	大型自動車、大型特殊自動車(バイク、バスを除く)	終日	甲府	平成二六年三月四日	告示第一四号
六三三	削除				甲府	平成二四年二月二日	告示第一〇号

に改める。
別表第四中

五八三	市道	大月市大月二丁目一番九号先(大月二丁目交差点)から大月市大月一丁目三番一七号(大月駅西側丁字路交差点)まで(二四一メートル)	車両	車両進行 西から東 へ終日	大月	平成二十三年七月二十五日 告示第七二二号
-----	----	--	----	---------------------	----	-------------------------

五八三	市道	大月市大月二丁目一番九号先(大月二丁目交差点)から大月市大月一丁目三番一七号(大月駅西側丁字路交差点)まで(二四一メートル)	車両	車両進行 西から東 へ終日	大月	平成二十三年七月二十五日 告示第七二二号
五八四	国道二〇号	韮崎市一ツ谷一、六〇三番地一先(一ツ谷交差点北側左折導流部)(二二メートル)	車両	車両進行 西から東 へ終日	韮崎	平成二十四年二月二日 告示第一〇号

に改める。
別表第十中

六三〇	国道二〇号線	韮崎市水神二丁目一番二〇号先(一ツ谷交差点)	三	韮崎	六三・一一・一〇	告示第二八号
-----	--------	------------------------	---	----	----------	--------

六三〇	国道二〇号	韮崎市一ツ谷一、六〇三番地一先(一ツ谷交差点)	四	韮崎	平成二十四年二月二日	告示第一〇号
-----	-------	-------------------------	---	----	------------	--------

六七一	市道	北杜市須玉町若神子一、四二七番地三先(市道と県道との十字路交差点)	二	北杜	平成二十二年八月二七日	告示第八七号
-----	----	-----------------------------------	---	----	-------------	--------

六七一	県道須玉中田線	北杜市須玉町若神子一、四七六番地一先(ふれあい館西交差点)	四	北杜	平成二十四年二月二日	告示第一〇号
-----	---------	-------------------------------	---	----	------------	--------

七五五	県道万年橋長坂線	北巨摩郡高根町五町田一、二一七番地先(五味利昭方前)	二	長坂	四九・四・一一六号	
七五六	県道長坂高根線	北巨摩郡高根町五町田八三〇番地の四先(五町田交差点)	四	長坂	六一・四・一七一五号	

七五五	削除			北杜	平成二十四年二月二日	告示第一〇号
七五六	県道長坂高根線	北杜市高根町五町田八三二番地三先(五町田交差点)	四	北杜	平成二十四年二月二日	告示第一〇号

一、八三〇	県道大平橋長坂線	北巨摩郡高根町五町田八三〇番地の四先五町田交差点	三	長坂	五一・六・五二〇号	
-------	----------	--------------------------	---	----	-----------	--

一、八三〇	削除		北杜	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
-------	----	--	----	----------------------

二、三九二	県道 甲府昇 仙峡線	甲府市山宮町六八番地北西中学校入口	甲府	五五・三・一八 一一号
-------	------------------	-------------------	----	----------------

二、三九二	県道甲 府葎崎 線	甲府市山宮町六八番地先（北西中学校入口交差点）	甲府	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
-------	-----------------	-------------------------	----	----------------------

三、三八〇	県道 一軒茶 屋荊沢 線	中巨摩郡甲西町古市場一八一番地先（大明小学校前）	小笠原	六二・八・一一 三〇号
-------	-----------------------	--------------------------	-----	----------------

三、三八〇	県道一 軒茶屋 荊沢線	南アルプス市古市場一八一番地先（大明小学校北）	南アルプス	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
-------	-------------------	-------------------------	-------	----------------------

三、四一一	市道	甲府市山宮町九二番地の一先（窪田樹方前）	甲府	六二・一一・二 八 四四号
-------	----	----------------------	----	---------------------

三、四一一	削除		甲府	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
-------	----	--	----	----------------------

五、三九〇	県道高 瀬富士 線	南巨摩郡南部町富士二、七三二番地先（県道高瀬富士線と町道との十字路交差点）	南部	平成二十三年二月十五日 告示第一二四号
-------	-----------------	---------------------------------------	----	------------------------

五、三九〇	県道高 瀬富士 線	南巨摩郡南部町富士二、七三二番地先（県道高瀬富士線と町道との十字路交差点）	南部	平成二十三年二月十五日 告示第一二四号
-------	-----------------	---------------------------------------	----	------------------------

五、三九一	国道四 一一号	甲府市酒折二丁目三番六号先（山梨学院大学北側）	甲府	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
-------	------------	-------------------------	----	----------------------

五、三九二	県道葎 崎昇仙 峡線	葎崎市穂坂町宮久保六七二番地四先（葎崎インター北交差点）	葎崎	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
-------	------------------	------------------------------	----	----------------------

五、三九三	茅ヶ岳 広域農 道	葎崎市穂坂町三ツ澤一、七三四番地一先（三ツ澤交差点）	葎崎	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
-------	-----------------	----------------------------	----	----------------------

五、三九四	市道	甲斐市篠原七三八番地一先（県道甲府南アルプス線と市道との五差路交差点）	葎崎	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
-------	----	-------------------------------------	----	----------------------

五、三九五	県道山 中湖忍 野富士	富士吉田市下吉田三、〇六九番地先（砂原橋西詰）	富士吉田	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
-------	-------------------	-------------------------	------	----------------------

吉田線

に改める。
別表第十四中

四一	国道五二号線	甲府市中央一丁目一〇番二四号先（甲府警察署前交差点）から中巨摩郡竜王町竜王一、九五番地先（国道二〇号線との交差点）まで	五、五〇〇	高速車 中速車	四〇	甲府 南甲 府	六三・三 一・三一 第一〇号
----	--------	---	-------	------------	----	---------------	----------------------

四一	国道五二号	甲府市相生二丁目四番二〇号先（相生歩道橋交差点）から甲斐市竜王一、三四〇番地二先（竜王立体交差点）までの両側	五、一二六	車両（原付・けん引をけん引を除く。）	四〇	甲府 葦崎	平成二四 年二月二 日 告示第一 〇号
----	-------	--	-------	--------------------	----	----------	---------------------------------

五六	国道一四一 号	北巨摩郡高根町箕輪新町一、〇九一番地の一先（長坂消防署高根分署北側丁字路交差点）から北巨摩郡高根町清里三、五四五番地の三三三六先（レストランキャビン駐車場前）までの両	一、五九〇	車両（原付・けん引を除く。）	四〇	長坂	平成一三 年三月一 日 告示第九 号
----	------------	---	-------	----------------	----	----	--------------------------------

側

五六	国道一四一 号	北杜市高根町長沢四五九番地先（長沢交差点）から北杜市高根町清里三、五七〇番地先（国道一四一号と市道との丁字路交差点南側）までの両側	三、八五六	車両（原付・けん引をけん引を除く。）	四〇	北杜	平成二四 年二月二 日 告示第一 〇号
----	------------	---	-------	--------------------	----	----	---------------------------------

三三三	国道二〇号線	北巨摩郡武川村牧原六二〇番地の一先（小沢なみえ方水田）から北巨摩郡武川村三吹七七〇番地先（新興合	二、三〇〇	高速車 中速車	四十	長坂	五〇・一 〇・六 三三三 号
-----	--------	--	-------	------------	----	----	-------------------------

三三三	削除					北杜	平成二四 年二月二 日 告示第一 〇号
-----	----	--	--	--	--	----	---------------------------------

二五二	国道二〇号線	北巨摩郡白州町上教来石地内（長野県境）から北巨摩	一、一三〇	高速車	五十	長坂	五三・三 一・二三 一〇号
-----	--------	--------------------------	-------	-----	----	----	---------------------

四四二	国道一 四一号	蕪崎市中田町小田 川八九九番地一先 (桐の木橋交差点)から北杜市高根 町長沢四五九番地 先(長沢交差点) までの両側	六、一、 六七	車両(原付・ けん引 を除く)	五〇	北杜 蕪崎	平成二四 年二月二 日 告示第一 〇号
四四二	国道 一四一 号	蕪崎市中田町小田 川八九九番地の一 先(桐の木橋交差 点)から北巨摩郡 高根町箕輪新町一 、〇九一番地先(長 坂消防署高根分 署北側丁字路交差 点)までの両側	九、三〇〇	車両(原付 ・けん 引を除く)	五〇	蕪崎 長坂	平一二・ 四・六 告示 第一七号
二五二	国道二 〇号	蕪崎市栄一丁目三 、八七六番地先(峡 北消防本部西交 差点)から北杜市 白州町上教来石一 、四二三番地一先 (長野県境)まで の両側	二五、六六 四	車両(原付・ けん引 を除く)	五〇	蕪崎 北杜	平成二四 年二月二 日 告示第一 〇号
		郡武川村三吹七七 〇番地(新光合成)まで					

一、一 二五	国道一 四一号	北杜市高根町清里 三、五七〇番地先 (国道一四一号と	七、四五八	車両(原付・ けん引	五〇	北杜	平成二四 年二月二 日
一、一 二五	国道 一四一 号	北巨摩郡高根町清 里三、五四五番地 先(新大門橋長野 県境)までの両側	三、一〇〇	車両(原付 ・けん 引を除く)	五〇	長坂	平成一三 年三月一 日 告示第九 号
五一九	市道	蕪崎市栄一丁目三 、二九四番地一先 (塩川橋西詰交差 点)から蕪崎市栄 一丁目三、八七六 番地先(峡北消防 本部西交差点)ま での両側	五三六	車両(原付・ けん引 を除く)	五〇	蕪崎	平成二四 年二月二 日 告示第一 〇号
五一九	国道 二〇号	北巨摩郡武川村牧 原六二〇番地先(小 沢なみえ方水田)から蕪崎市蕪崎 町地内(塩川橋西 詰)まで	〇、一一、六〇	高速車	五十	長坂 蕪崎	五三・三 ・二三 一〇号

		市道との丁字路交 差点南側)から北 杜市高根町清里三 、五四五番地先 (新大門橋長野県境)までの両側			告示第一 〇号
--	--	--	--	--	------------

一、二 〇六	国道 三五八 号線	甲府市相生二丁目 四番二〇号先(相 生歩道橋交差点) から東八代郡中道 町上曾根三、九〇 五番地先(間門川 橋南詰交差点)ま で	八、五五〇	高速車 中速車	五〇	甲府 南甲 府 七号	甲府 平七・一 ・三〇 告示 第四号
-----------	-----------------	---	-------	------------	----	---------------------	--------------------------------

一、二 〇六	国道五 二号	甲府市丸の内二丁 目七番一号先(県 庁前交差点)から 甲府市上曾根町三 、九〇五番地先 (間門川橋南詰交差 点)までの両側	九、三三七	車両(原付・ けん引 を除く)	五〇	甲府 南甲 府 日 告示第一 〇号	甲府 平成二四 年二月二 日
-----------	-----------	---	-------	-----------------------	----	----------------------------------	-------------------------

〇七	府 葑 崎 線	目七番一号先(県 庁前交差点)から 甲府市朝日五丁目 六番九号先(朝日 通り北交差点)ま での両側		原付・ けん引 を除く)		南甲 府 日 告示第一 〇号	平成二二 年四月八 日
----	------------------	--	--	--------------------	--	----------------------------	-------------------

一、六 八五	町道	中巨摩郡昭和町飯 喰一、一三九番地 一先(飯喰南交差 点)から中巨摩郡 昭和町常永土地 画整理地内一 九 街区八画地までの 両側	九二〇	車両(原付・ けん引 を除く)	四〇	南甲 府 日 告示第三 七号	平成二二 年四月八 日
-----------	----	--	-----	-----------------------	----	----------------------------	-------------------

一、六 八五	町道常 永小学 校東西 線	中巨摩郡昭和町飯 喰一、一三九番地 一先(飯喰南交差 点)から中巨摩郡 昭和町河東中島一 、五七九番地一先 (押原駐在所北交 差点)までの両側	一、一〇〇	車両(原付・ けん引 を除く)	四〇	南甲 府 日 告示第一 〇号	平成二四 年二月二 日
-----------	------------------------	--	-------	-----------------------	----	----------------------------	-------------------

一、六 九五	市道	甲府市上曾根町一 、八一二番地一先 (国道一四〇号と 市道との丁字路交 差点)から甲府市 上曾根町一、八九	三五五	車両(原付・ けん引 を除く)	三〇	南甲 府 日 告示第一 二四号	平成二三 年一二月 一五日
-----------	----	--	-----	-----------------------	----	-----------------------------	---------------------

を

一、六 九五	市道	甲府市上曾根町一、八一二番地一先（国道一四〇号と市道との丁字路交差点）から甲府市上曾根町一、八九七番地先（県道甲府精進湖線と市道との丁字路交差点）までの両側	三五五	車両（けん引を除く。）	三〇	南甲府	平成二三年一月二日 告示第一二四号
一、六 九六	市道	南アルプス市百々三、〇二五番地先（百々交差点）から南アルプス市有野二、〇八四番地先（徳島下北交差点）までの両側	一、三三二	車両（けん引を除く。）	四〇	南アルプス	平成二四年二月二日 告示第一〇号
一、六 九七	茅ヶ岳東部広域農道 葦崎双葉幹線 農道一八号	葦崎市穂坂町上今井五七八番地一先（県道島上条宮久保絵見堂線と茅ヶ岳東部広域農道との丁字路交差点）から葦崎市穂坂町宮久保四、三九三番地一先（市道と農道一八号との丁字路交差点）まで	二、七七九	車両（けん引を除く。）	四〇	葦崎	平成二四年二月二日 告示第一〇号

七番地先（県道甲府精進湖線と市道との丁字路交差点）までの両側

に改める。
別表第十五中

の両側

四七六	県道内 船停車場線	南巨摩郡南部町南部九、一七二番地四六先（南部橋西交差点）から南巨摩郡南部町内船四、八一二番地先（南部橋東交差点）までの両側	六四〇	車両	終日	南部	平成二三年九月一日 告示第九号
-----	--------------	---	-----	----	----	----	--------------------

を

四七六	県道内 船停車場線	南巨摩郡南部町南部九、一七二番地四六先（南部橋西交差点）から南巨摩郡南部町内船四、八一二番地先（南部橋東交差点）までの両側	六四〇	車両	終日	南部	平成二三年九月一日 告示第九号
四七七	茅ヶ岳東部広域農道 葦崎双葉幹線 農道一八号	葦崎市穂坂町上今井五七八番地一先（県道島上条宮久保絵見堂線と茅ヶ岳東部広域農道との丁字路交差点）から葦崎市穂坂町宮久保四、三九三番地一先（市道と農道一八号との丁字路交差点）までの両側	二、七七九	車両	終日	葦崎	平成二四年二月二日 告示第一〇号

に改める。
別表第十六中

<table border="1"> <tr> <td>一、五七五</td> <td>市道</td> <td>葦崎市穂坂町三ツ沢一、七二七番地先（畑）南側</td> <td>葦崎</td> <td>五〇・八・一九二九号</td> </tr> <tr> <td>一、五七六</td> <td>市道</td> <td>葦崎市穂坂町三ツ沢一、八五〇番地先（桑畑）北側</td> <td>葦崎</td> <td>五〇・八・一九二九号</td> </tr> </table>	一、五七五	市道	葦崎市穂坂町三ツ沢一、七二七番地先（畑）南側	葦崎	五〇・八・一九二九号	一、五七六	市道	葦崎市穂坂町三ツ沢一、八五〇番地先（桑畑）北側	葦崎	五〇・八・一九二九号	<table border="1"> <tr> <td>一、五七五</td> <td>削除</td> <td></td> <td>葦崎</td> <td>平成二十四年二月二日 告示第一〇号</td> </tr> <tr> <td>一、五七六</td> <td>削除</td> <td></td> <td>葦崎</td> <td>平成二十四年二月二日 告示第一〇号</td> </tr> </table>	一、五七五	削除		葦崎	平成二十四年二月二日 告示第一〇号	一、五七六	削除		葦崎	平成二十四年二月二日 告示第一〇号	<table border="1"> <tr> <td>五、七〇八</td> <td>市道</td> <td>塩山市千野二八〇番地先（国本清方北側）</td> <td>塩山</td> <td>五八・二・一四一〇号</td> </tr> </table>	五、七〇八	市道	塩山市千野二八〇番地先（国本清方北側）	塩山	五八・二・一四一〇号	<table border="1"> <tr> <td>五、七〇八</td> <td>削除</td> <td></td> <td>日下部</td> <td>平成二十四年二月二日 告示第一〇号</td> </tr> </table>	五、七〇八	削除		日下部	平成二十四年二月二日 告示第一〇号	<table border="1"> <tr> <td>九、三五六</td> <td>広域農道（フールツライン）</td> <td>塩山市千野五五九番地先（楠貞雄方西側・東進車両）</td> <td>塩山</td> <td>平一〇・四・三〇 告示第二二号</td> </tr> </table>	九、三五六	広域農道（フールツライン）	塩山市千野五五九番地先（楠貞雄方西側・東進車両）	塩山	平一〇・四・三〇 告示第二二号
一、五七五	市道	葦崎市穂坂町三ツ沢一、七二七番地先（畑）南側	葦崎	五〇・八・一九二九号																																			
一、五七六	市道	葦崎市穂坂町三ツ沢一、八五〇番地先（桑畑）北側	葦崎	五〇・八・一九二九号																																			
一、五七五	削除		葦崎	平成二十四年二月二日 告示第一〇号																																			
一、五七六	削除		葦崎	平成二十四年二月二日 告示第一〇号																																			
五、七〇八	市道	塩山市千野二八〇番地先（国本清方北側）	塩山	五八・二・一四一〇号																																			
五、七〇八	削除		日下部	平成二十四年二月二日 告示第一〇号																																			
九、三五六	広域農道（フールツライン）	塩山市千野五五九番地先（楠貞雄方西側・東進車両）	塩山	平一〇・四・三〇 告示第二二号																																			

<table border="1"> <tr> <td>九、三五九</td> <td>削除</td> <td></td> <td>日下部</td> <td>平成二十四年二月二日 告示第一〇号</td> </tr> </table>	九、三五九	削除		日下部	平成二十四年二月二日 告示第一〇号	<table border="1"> <tr> <td>九、九三二</td> <td>旧国道一四一 号</td> <td>北巨摩郡高根町箕輪三、一八九番地の二先（株ナカゴミ北側交差点東側・西進車両）</td> <td>長坂</td> <td>平二二・四・六 告示 第一七号</td> </tr> </table>	九、九三二	旧国道一四一 号	北巨摩郡高根町箕輪三、一八九番地の二先（株ナカゴミ北側交差点東側・西進車両）	長坂	平二二・四・六 告示 第一七号	<table border="1"> <tr> <td>九、九三一</td> <td>市道</td> <td>北杜市高根町箕輪三、一八九番地二先（三差路交差点・南進車両）</td> <td>北杜</td> <td>平成二十四年二月二日 告示第一〇号</td> </tr> </table>	九、九三一	市道	北杜市高根町箕輪三、一八九番地二先（三差路交差点・南進車両）	北杜	平成二十四年二月二日 告示第一〇号	<table border="1"> <tr> <td>一〇、七〇五</td> <td>市道寿宝区画整理三 号線</td> <td>甲府市寿町二番二号先（尾沢幸明方東側・北進車両）</td> <td>甲府</td> <td>平成一六年三月四日 告示第一四号</td> </tr> </table>	一〇、七〇五	市道寿宝区画整理三 号線	甲府市寿町二番二号先（尾沢幸明方東側・北進車両）	甲府	平成一六年三月四日 告示第一四号	<table border="1"> <tr> <td>一〇、七〇五</td> <td>市道寿宝区画整理三 号線</td> <td>甲府市寿町二五番二号先（文化ホール南側丁字路交差点・北東進車両）</td> <td>甲府</td> <td>平成二十四年二月二日 告示第一〇号</td> </tr> </table>	一〇、七〇五	市道寿宝区画整理三 号線	甲府市寿町二五番二号先（文化ホール南側丁字路交差点・北東進車両）	甲府	平成二十四年二月二日 告示第一〇号	<table border="1"> <tr> <td>一一、四六三</td> <td>市道</td> <td>北杜市須玉町若神子一、四七六番地先（須玉郵便局北側十字路交差点・西進車両）</td> <td>北杜</td> <td>平成二一年八月二七日 告示第八七号</td> </tr> </table>	一一、四六三	市道	北杜市須玉町若神子一、四七六番地先（須玉郵便局北側十字路交差点・西進車両）	北杜	平成二一年八月二七日 告示第八七号
九、三五九	削除		日下部	平成二十四年二月二日 告示第一〇号																															
九、九三二	旧国道一四一 号	北巨摩郡高根町箕輪三、一八九番地の二先（株ナカゴミ北側交差点東側・西進車両）	長坂	平二二・四・六 告示 第一七号																															
九、九三一	市道	北杜市高根町箕輪三、一八九番地二先（三差路交差点・南進車両）	北杜	平成二十四年二月二日 告示第一〇号																															
一〇、七〇五	市道寿宝区画整理三 号線	甲府市寿町二番二号先（尾沢幸明方東側・北進車両）	甲府	平成一六年三月四日 告示第一四号																															
一〇、七〇五	市道寿宝区画整理三 号線	甲府市寿町二五番二号先（文化ホール南側丁字路交差点・北東進車両）	甲府	平成二十四年二月二日 告示第一〇号																															
一一、四六三	市道	北杜市須玉町若神子一、四七六番地先（須玉郵便局北側十字路交差点・西進車両）	北杜	平成二一年八月二七日 告示第八七号																															

を

一一、四六四	市道	北杜市須玉町若神子一、四二七番地三先（須玉郵便局北側十字路交差点・東進車両）	北杜	平成二二年八月二七日 告示第八七号
--------	----	--	----	----------------------

を

一一、四六三	削除		北杜	平成二四年二月二日 告示第一〇号
一一、四六四	削除		北杜	平成二四年二月二日 告示第一〇号

に

一一、五九五	市道	大月市御太刀一丁目二番三三号先（大月駅前ロータリー）	大月	平成二三年二月一日 告示第一二四号
--------	----	----------------------------	----	----------------------

を

一一、五九五	市道	大月市御太刀一丁目二番三三号先（大月駅前ロータリー）	大月	平成二三年二月一日 告示第一二四号
一一、五九六	国道一〇号	韮崎市一ツ谷一、六〇三番地一先（一ツ谷交差点北側左折導流部・東進車両）	韮崎	平成二四年二月二日 告示第一〇号
一一、五九七	市道	甲斐市万才一三〇番地一先（五差路交差点・南進車両）	韮崎	平成二四年二月二日 告示第一〇号
一一、五九八	市道	甲斐市篠原七三九番地先（五差路交差点・北進車両）	韮崎	平成二四年二月二日 告示第一〇号

一一、五九九	農道一八号	韮崎市穂坂町宮久保四、三九三番地一先（丁字路交差点・北進車両）	韮崎	平成二四年二月二日 告示第一〇号
一一、六〇〇	茅ヶ岳東部広域農道	韮崎市穂坂町上今井五七八番地一先（丁字路交差点・東進車両）	韮崎	平成二四年二月二日 告示第一〇号
一一、六〇一	市道	韮崎市穂坂町三ツ澤九二七番地一先（十字路交差点・南進車両）	韮崎	平成二四年二月二日 告示第一〇号
一一、六〇二	市道	韮崎市穂坂町三ツ澤八四三番地一先（十字路交差点・北進車両）	韮崎	平成二四年二月二日 告示第一〇号
一一、六〇三	市道	韮崎市穂坂町宮久保四六九番地先（十字路交差点・南西進車両）	韮崎	平成二四年二月二日 告示第一〇号
一一、六〇四	市道	韮崎市穂坂町宮久保四六四番地一先（十字路交差点・北東進車両）	韮崎	平成二四年二月二日 告示第一〇号
一一、六〇五	県道箕輪須玉線	北杜市高根町箕輪新町三三四番地三先（丁字路交差点・西進車両）	北杜	平成二四年二月二日 告示第一〇号

に改める。
別表第十七中

一一、〇四三	市道	甲府市丸の内一丁目一七番一〇号先（東武六水ビル南西角）から甲府市丸の内	九五	車両	一九時 から 九時 まで	甲府 平成二〇 年一月 一三日 告示第一 三四号
--------	----	-------------------------------------	----	----	-----------------------	---

一丁目一七番四号先(ちりめん亭駐車場)まで

一、〇四三	市道	甲府市丸の内一丁目一七番一〇号先(市役所前交差点東側)から甲府市丸の内一丁目一七番四号先(市役所東交差点西側)までの両側	九五	車両	一九時か	甲府	平成二四年二月二日
					で		告示第一〇号

一、三五七	町道	中巨摩郡昭和町飯喰一、一三九番地一先(飯喰南交差点)から中巨摩郡昭和町常永土地区画整理地内一 九街区八画地までの両側	九二〇	車両	終日	南甲府	平成二四年四月八日
							告示第三七号

一、三五七	町道常永小学校東西線	中巨摩郡昭和町飯喰一、一三九番地一先(飯喰南交差点)から中巨摩郡昭和町河東中島一、五七九番地一先(一、一〇〇	車両	終日	南甲府	平成二四年二月二日
							告示第一〇号

押原駐在所北交差点)までの両側

一八六	町道	中巨摩郡昭和町飯喰一、一三九番地一先(飯喰南交差点)から中巨摩郡昭和町常永土地区画整理地内一 九街区八画地までの両側歩道(九二〇メートル)	南甲府	平成二四年四月八日
				告示第三七号

一八六	町道常永小学校東西線	中巨摩郡昭和町飯喰一、一三九番地一先(飯喰南交差点)から中巨摩郡昭和町河東中島一、五七九番地一先(押原駐在所北交差点)までの両側歩道(一、一〇〇メートル)	南甲府	平成二四年二月二日
				告示第一〇号

二	市道紅梅南通り線	甲府市丸の内一丁目一八番一先(甲府市役所前交差点東側)から(甲府市役所東交差点西側)までの南側(駐車は区間内に標示された枠内に限る)	五八	車両	九時から一九時	甲府	六三・三・三一〇号
					で		

に改める。

二	市道	甲府市丸の内一丁目一八番一号先(市役所前交差点東側)から甲府市丸の内一丁目一七番四号先(市役所東交差点西側)までの南側(駐車は区間内に標示された枠内に限る。)
九五	車両	
九時	から	一時
四分		で
四〇		
甲府		
平成二四年二月二日		告示第一〇号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番